明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕

○核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則等の一部を改正する規則（**原子力規制委**三）　一

〔告　示〕

○学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示（**文部科学**一七九）　一六

○学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示（**同**一八〇）　三

○生物学的製剤基準の一部を改正する件（**厚生労働**三七六）　三

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件（**同**三七七）　三六

〔官庁報告〕

官庁事項

貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　四〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係　四七

特殊法人等

独立行政法人国立美術館令和二事業年度財務諸表、日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更、日本放送協会落札、企業年金基金解散・清算人就任関係　六九

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　七三

会社その他

会社決算公告　七六

規則

○原子力規制委員会規則第三号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十月二十一日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志